



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年4月27日金曜日 第2363号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県民文化会館の指定管理者の名称の変更.....	374
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	374
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	374
指定障害者支援施設の指定の辞退.....	375
指定相談支援事業の廃止.....	376
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	376
地籍調査事業計画及び地籍集成図作成のための事業計画の公示.....	377
肥料の登録の失効.....	377
保安林の指定.....	378
同意の成立（特定養殖共済）.....	378
港湾施設の概要.....	378
基本測定の終了の通知.....	378
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	378
建設業者の許可の取消し.....	379
道路の区域変更（県道落合久万線）.....	379
道路の供用開始（" "）.....	380
指定道路の指定.....	380
土地改良区役員の就退任の届出（9件）.....	380
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可 申請の概要.....	383
道路の区域変更（県道串内子線）.....	384

公 告

労働委員会第40期委員の補欠委員候補者の推薦.....	385
-----------------------------	-----

人事委員会告示

平成24年職種別民間給与実態調査の実施..... 387

告 示

○愛媛県告示第558号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第12条第2項の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり名称の変更の届出があった。

平成24年4月27日

愛媛県知事 中村時広

1 公の施設の名称

愛媛県民文化会館

2 指定管理者の名称

変更前	財団法人愛媛県文化振興財団
変更後	公益財団法人愛媛県文化振興財団

3 変更年月日

平成24年4月1日

○愛媛県告示第559号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成24年4月27日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500078	社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687番地	渡 辺 由美子	生活介護	多機能型事業所すいよう作業所	新居浜市郷甲687番地	平成24年 3月26日
3810500078	社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687番地	渡 辺 由美子	就労移行支援	多機能型事業所すいよう作業所	新居浜市郷甲687番地	平成24年 3月26日
3810500078	社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687番地	渡 辺 由美子	就労継続支援B型	多機能型事業所すいよう作業所	新居浜市郷甲687番地	平成24年 3月26日
3810102255	株式会社コロロ発達療育センター	東京都杉並区西荻北三丁目33-9	石 井 聖	生活介護	コロロひめ風	松山市朝生田町一丁目10-3 アメニティハウス朝生田	平成24年 3月29日
3810102255	株式会社コロロ発達療育センター	東京都杉並区西荻北三丁目33-9	石 井 聖	児童デイサービス	コロロ松山教室	松山市朝生田町一丁目10-3 アメニティハウス朝生田	平成24年 3月29日

○愛媛県告示第560号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年4月27日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101471	特定非営利活動法人優広会	松山市南堀端町5番地10	百瀬達也	生活介護	ワーク愛洋	松山市南堀端町5番地10	平成24年 3月31日
3810101950	特定非営利活動法人優広会	松山市南堀端町5番地10	百瀬達也	生活介護	ワークさくら	松山市大手町二丁目5-9関谷第二ビル1F	平成24年 3月31日
3810100265	社会福祉法人風早偕楽園	松山市下難波乙145番地34	渡部宗一	共同生活援助	グループホーム風早	松山市下難波乙145番地	平成24年 3月31日
3810100036	愛媛医療生活協同組合	松山市来住町1079-12	河野文朗	居宅介護	在宅ケアステーションたんぼぼ	松山市来住町1079-1	平成24年 3月31日
3810100036	愛媛医療生活協同組合	松山市来住町1079-12	河野文朗	重度訪問介護	在宅ケアステーションたんぼぼ	松山市来住町1079-1	平成24年 3月31日
3810101059	特定非営利活動法人アイコン	松山市東垣生町987-4	河野文朗	就労継続支援B型	つばさワークス	松山市南吉田町2274番地1	平成24年 3月31日
3810200067	財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	渡部三郎	短期入所	生活訓練施設しまなみ	今治市高市甲786番地5	平成24年 3月31日
3810300081	財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	渡部三郎	短期入所	生活訓練施設曙荘	宇和島市柿原甲1352番地1	平成24年 3月31日
3810600092	社会福祉法人聖風会	西条市水見字上寺丙195番地	眞鍋敏朗	就労継続支援B型	多機能型事業所野菜工房ていずい	西条市禎瑞字相生五番381番地	平成24年 3月31日
3811400021	社会福祉法人ひまわり育成会	西予市宇和町永長1371番地	上甲住夫	就労移行支援	宇和ひまわりの郷	西予市宇和町永長1371番地	平成24年 3月31日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北1丁目20番18号	宇都宮一泰	生活介護	希望ヶ丘	伊予郡砥部町重光278番地	平成24年 3月31日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北1丁目20番18号	宇都宮一泰	自立訓練(生活訓練)	障害者自立訓練・就労支援センターアルムの里	伊予郡砥部町重光280番地	平成24年 3月31日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北1丁目20番18号	宇都宮一泰	就労移行支援	障害者自立訓練・就労支援センターアルムの里	伊予郡砥部町重光280番地	平成24年 3月31日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北1丁目20番18号	宇都宮一泰	就労継続支援B型	障害者自立訓練・就労支援センターアルムの里	伊予郡砥部町重光280番地	平成24年 3月31日
3820200065	社会福祉法人来島会	今治市北宝来町2-2-12	越智一博	グループホーム	フレンドシップホーム	今治市東村2-1-7	平成24年 3月31日
3823910082	有限会社レインボープラス	北宇和郡松野町大字松丸551番地1	山口尊	ケアホーム	共同生活事業所ひだまり	北宇和郡松野町大字豊岡3011番地1	平成24年 3月31日
3823910082	有限会社レインボープラス	北宇和郡松野町大字松丸551番地1	山口尊	グループホーム	共同生活事業所ひだまり	北宇和郡松野町大字豊岡3011番地1	平成24年 3月31日

○愛媛県告示第561号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成24年 4月27日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害者支援施設の設置者			施設障害福祉サービスの種類	辞退に係る指定障害者支援施設		辞 退 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	設置の場所	
3810500078	社会福祉法人すいよう会	新居浜市郷甲687番地	渡辺由美子	旧知的障害者授産施設支援(通所)	すいよう作業所	新居浜市郷甲687番地	平成24年 3月25日
3810100192	社会福祉法人あゆみ学園	松山市余戸南6丁目6-9号	松田善衛	旧知的障害者授産施設支援(通所)	あゆみ作業所	松山市余戸南6丁目3-26	平成24年 3月31日
3810100531	社会福祉法人風早偕楽園	松山市下難波乙145番地34	渡部宗一	旧知的障害者更生施設支援(入所)	北条育成園	松山市下難波乙145番地	平成24年 3月31日
3810100556	社会福祉法人風早偕楽園	松山市下難波乙145番地34	渡部宗一	旧知的障害者更生施設支援(通所)	北条あかつきの郷	松山市下難波乙145番地13	平成24年 3月31日
3810100564	社会福祉法人福角会	松山市福角甲1829番地	芳野道子	旧知的障害者授産施設支援(入所)	松山福祉園	松山市権現町甲141番地	平成24年 3月31日
3810700058	社会福祉法人大洲育成園	大洲市市木1215番地	菊地徹	旧知的障害者更生施設支援(入所)	大洲育成園	大洲市市木1215番地	平成24年 3月31日

3811500036	社会福祉法人いしづち会	西条市丹原町高松甲1887番地2	西村孝志	旧知的障害者通勤支援	飛鳥通勤寮	東温市下林甲2279-1	平成24年3月31日
3811500044	社会福祉法人いしづち会	西条市丹原町高松甲1887番地2	西村孝志	旧知的障害者更生施設支援(通所)	重信更生園	東温市下林甲2280-1	平成24年3月31日
3813510025	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北1丁目20番18号	宇都宮一泰	旧知的障害者更生施設支援(入所)	希望ヶ丘	伊予郡砥部町重光278番地	平成24年3月31日
3814000083	社会福祉法人共生福祉会	南宇和郡愛南町中川1410番地1	那須芳人	旧知的障害者更生施設支援(入所)	いちごの里	南宇和郡愛南町中川1410番地1	平成24年3月31日
3810600050	社会福祉法人あおい会	西条市古川江内甲118番地	菅野良昭	旧知的障害者更生施設支援(入所)	星の里	西条市大浜6324番地	平成24年3月31日
3810200117	今治市	今治市別宮町1丁目4番地1	菅良二	旧知的障害者更生施設支援(入所)	今治育成園	今治市町谷甲746番地	平成24年3月31日
3810200133	社会福祉法人東予福祉会	今治市朝倉南乙457番地	青野茂則	旧身体障害者授産施設支援(通所)	朝倉作業所	今治市朝倉南乙457番地	平成24年3月31日
3810200125	社会福祉法人今治福祉施設協会	今治市南宝来町1丁目9番地8	藤野誠	旧身体障害者療護施設支援(入所)	今治療護園	今治市町谷甲756番地1	平成24年3月31日
3811300064	四国中央市	四国中央市三島宮川4丁目6番55号	井原巧	旧知的障害者更生施設支援(入所)	四国中央市知的障害者更生施設太陽の家	四国中央市妻鳥町乙16番地	平成24年3月31日
3810600365	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞鍋敏朗	旧知的障害者更生施設支援(入所)	東予学園	西条市楠乙438-21	平成24年3月31日
3810600357	社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	眞鍋敏朗	旧知的障害者更生施設支援(入所)	道前育成園	西条市楠乙454-59	平成24年3月31日
3810500136	新居浜市	新居浜市一宮町1丁目5番1号	佐々木龍	旧知的障害者更生施設支援(入所)	新居浜市立くすのき園	新居浜市秋生1834番地1	平成24年3月31日

○愛媛県告示第562号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり指定相談支援を廃止した旨の届出があった。

平成24年 4月27日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定相談支援事業者			廃止に係る指定相談支援事業所		届出年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名称	所在地	
3830200014	社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町1丁目9番地8	片上修二郎	今治市障害者生活支援センター	今治市南宝来町1丁目9番地8	平成24年3月31日
3833500014	医療法人光佑会	伊予郡松前町神崎586番地	黒田典生	指定相談支援事業所菜の花	伊予郡松前町神崎578番地1	平成24年3月31日
3831500206	有限会社さくら	東温市北方3051番地2	櫻田直也	相談支援事業所さくら	東温市北方3051番地2	平成24年3月31日
3830102012	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	松山市山西町997-1	高松俊三	済生会介護支援センター姫原	松山市姫原1丁目1656	平成24年3月31日
3834000030	愛南町	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	清水雅文	愛南町障害者(児)相談支援センター	南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	平成24年3月31日
3831400019	社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	管家一夫	相談支援事業所希望の森	西予市宇和町小野田1295	平成24年3月31日
3830100040	社会福祉法人親和会	松山市中野町甲589番地	五島昌明	久谷相談支援事業所	松山市中野町甲589番地	平成24年3月31日

○愛媛県告示第563号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 4月27日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ西条周布店
西条市周布618番地1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成24年3月31日	愛媛県第1173号	魚かす粉末	ボン7.0魚かす粉末	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	全国農業協同組合連合会 東京都千代田区 大手町一丁目3番1号

○愛媛県告示第566号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年4月27日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林の所在場所

松山市宮野909、910の1、910の2、912、2078、2082、2118の1、2118の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宮野909・910の1・910の2・912・2078・2082・2118の1・2118の2（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第567号

次の加入区の特定養殖漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年4月27日

愛媛県知事 中村時広

真珠母貝養殖業

加入区
蔣淵加入区
下波加入区

○愛媛県告示第568号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成24年4月27日

愛媛県知事 中村時広

種類	位置	数量及び能力
物揚場	西条市大新田278番地及び280番地の地先	延長 99.00メートル 水深 2.50メートル
道路	同上	延長 140.90メートル 幅員 10.50メートル
道路	同上	延長 43.50メートル 幅員 7.50メートル
駐車場	同上	面積 1,026.04平方メートル
船舶修理場	同上	面積 894.85平方メートル
荷さばき地	同上	面積 1,327.30平方メートル

○愛媛県告示第569号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成24年4月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 作業期間 平成23年8月23日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 今治市、四国中央市

○愛媛県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年4月27日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	高橋 登	新居浜市土橋1丁目9-38

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	伊藤 忠	新居浜市土橋1丁目6-36

○愛媛県告示第571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町第一土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年4月27日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

就任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	堀 江 幸 二	西条市小松町新屋敷甲1884番地
"	渡 辺 彰	西条市小松町南川甲84番地 1
"	佐 伯 良 一	西条市小松町南川甲239番地 2
"	桑 原 矢 一	西条市小松町新屋敷甲328番地
"	首 藤 孟 弘	西条市小松町南川甲251番地
"	藤 井 兼 重	西条市小松町新屋敷甲1319番地
"	越 智 幸 博	西条市小松町新屋敷甲93番地
"	安 部 寅 雄	西条市氷見乙1968番地 2
"	桑 原 俊 樹	西条市小松町新屋敷甲564番地 1
"	桑 原 拓 司	西条市小松町新屋敷甲2120番地 2
"	曾 我 藤 夫	西条市小松町新屋敷甲2347番地 1
"	藤 原 義 之	西条市小松町新屋敷甲2412番地 1
"	戸 田 茂 樹	西条市小松町新屋敷甲1934番地
監 事	工 藤 勝 利	西条市小松町南川甲382番地 2
"	尾 上 雄 二	西条市小松町新屋敷甲1879番地 2

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 口 隆 市	西条市小松町南川甲157番地第 1
"	堀 江 幸 二	西条市小松町新屋敷甲1884番地
"	松 田 榮 一	西条市小松町新屋敷甲255番地
"	桑 原 矢 一	西条市小松町新屋敷甲328番地
"	首 藤 孟 弘	西条市小松町南川甲251番地
"	渡 辺 彰	西条市小松町南川甲84番地 1
"	佐 伯 清 廣	西条市小松町新屋敷甲1814番地 2
"	藤 原 義 之	西条市小松町新屋敷甲2412番地 1
"	河 淵 清 孝	西条市小松町新屋敷甲687番地
"	原 章 二	西条市榑木326番地 1
"	桑 原 拓 司	西条市小松町新屋敷甲2120番地 2
"	安 部 寅 雄	西条市氷見乙1968番地 2
"	曾 我 藤 夫	西条市小松町新屋敷甲2347番地 1
監 事	谷 口 旺	西条市小松町南川甲263番地
"	尾 上 雄 二	西条市小松町新屋敷甲1879番地 2

退 任

○愛媛県告示第572号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 4月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 23) 第16841号	平成23年 5月11日	スタジオダイワ(株)	長野 和麿	四国中央市妻鳥町767 - 1	平成24年 3月2日	建築工事業、大工工事業 屋根工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18) 第7145号	平成19年 3月18日	(株)木下商店	木下 正久	四国中央市三島中央 1 - 3 - 13	平成24年 3月7日	タイル・れんが・ブロック 工事業	建設業の廃止 (一部)
(般・特 - 19) 第1362号	平成19年 8月22日	関前土木興業(株)	長野 時彦	今治市関前岡村甲891 - 8	平成24年 3月9日	土木工事業、建築工事業 管工事業、造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 19) 第12932号	平成19年 12月19日	(有)広和	村上 静美	今治市伯方町木浦甲441 - 1	平成24年 3月19日	土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(特 - 21) 第16649号	平成22年 3月10日	(株)野間工務店	檜垣圭之介	今治市東門町 2 - 2 - 2	平成24年 3月22日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 22) 第16698号	平成22年 6月15日	山内建築	山内 哲夫	西条市円海寺244 - 1	平成24年 3月26日	建築工事業	建設業の廃止
(特 - 19) 第15200号	平成19年 12月4日	住重試験検査(株)	高尾 美好	西条市今在家1501	平成24年 3月29日	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成24年 4月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	落合久万線	西条市丹原町鞍瀬庚370番 5 から 同市丹原町鞍瀬庚371番 2 まで	旧	メートル 4.5 ~ 6.9	キロメートル 0.030	
			新	4.5 ~ 9.3	0.031	

○愛媛県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 4月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	落合久万線	西条市丹原町鞍瀬庚370番5から 同市丹原町鞍瀬庚371番2まで	平成24年 4月27日

○愛媛県告示第575号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成24年 4月27日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成24年 4月18日
- 指定道路の位置
四国中央市川之江町字天生津3285番2の一部及び3285番2地先水路
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 34.90メートル
 - 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第576号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 4月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	松 岡 徳 征	松山市吉藤五丁目1222番地1
"	能 田 和 男	松山市吉藤五丁目1159番地4
"	藤 原 英 助	松山市吉藤五丁目9番35号
"	白 石 修 一	松山市吉藤五丁目4番8号
"	門 屋 勤	松山市吉藤一丁目3番17号
"	白 石 正 彦	松山市吉藤四丁目5番59号
"	光 峰 英 臣	松山市吉藤一丁目3番5号
"	白 石 文 雄	松山市吉藤五丁目1274番地
"	能 田 光 春	松山市吉藤五丁目1129番地
"	田 房 洋 人	松山市吉藤五丁目10番30号
"	野 本 幸 忠	松山市吉藤五丁目1564番地
"	野 本 貢	松山市吉藤五丁目22番6号
"	光 峰 早 教	松山市吉藤一丁目4番6号
"	野 本 幸 廣	松山市吉藤五丁目9番4号
"	藤 野 進	松山市吉藤五丁目15番1号
"	野 本 武 春	松山市吉藤五丁目1640番地

"	玉 井 伊 織	松山市吉藤五丁目10番10号
"	大 北 数 義	松山市吉藤二丁目15番10号
"	吉 川 庄 一	松山市吉藤二丁目5番24号
"	野 本 恭 志	松山市吉藤五丁目20番46号
監 事	光 峰 利 武	松山市吉藤五丁目9番2号
"	能 田 清 志	松山市吉藤五丁目1131番地2
"	二 神 政 志	松山市吉藤五丁目11番1号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	能 田 清 志	松山市吉藤五丁目1131番地2
"	門 屋 藏	松山市吉藤二丁目18番15号
"	門 屋 早 人	松山市吉藤五丁目21番33号
"	白 石 修 一	松山市吉藤五丁目4番8号
"	田 房 賢 三	松山市吉藤五丁目10番33号
"	玉 井 義 一	松山市吉藤五丁目8番10号
"	能 田 陣太郎	松山市吉藤五丁目1130番地1
"	白 石 良 男	松山市吉藤五丁目15番40号
"	能 田 光 春	松山市吉藤五丁目1129番地
"	野 本 敏 昭	松山市吉藤五丁目20番66号
"	野 本 幸 忠	松山市吉藤五丁目1564番地
"	光 峰 利 武	松山市吉藤五丁目9番2号
"	光 峰 早 教	松山市吉藤一丁目4番6号
"	野 本 幸 廣	松山市吉藤五丁目9番4号
"	藤 野 進	松山市吉藤五丁目15番1号
"	藤 村 純 徳	松山市吉藤二丁目6番33号
"	藤 原 竹 雄	松山市吉藤五丁目10番48号
"	松 岡 温	松山市吉藤五丁目1235番地
"	吉 川 庄 一	松山市吉藤二丁目5番24号
"	野 本 恭 志	松山市吉藤五丁目20番46号
監 事	門 屋 勤	松山市吉藤一丁目3番17号
"	藤 原 克 行	松山市吉藤五丁目18番24号
"	二 神 政 志	松山市吉藤五丁目11番1号

○愛媛県告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浮穴土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 4月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 光 一	松山市森松町859番地
"	吉 良 春 美	松山市森松町454番地 9
"	小 原 正 敏	松山市森松町1005番地
"	立 花 豊 樹	松山市井門町1354番地
"	橋 茂	松山市井門町752番地
"	武 政 哲 廣	松山市井門町718番地
"	橋 寿 幸	松山市井門町117番地
"	栗 田 定	松山市森松町857番地
監 事	今 村 桂	松山市森松町810番地
"	渡 部 敬 次	松山市井門町304番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 光 一	松山市森松町859番地
"	吉 良 春 美	松山市森松町454番地 9
"	小 原 正 敏	松山市森松町1005番地
"	立 花 豊 樹	松山市井門町1354番地
"	橋 茂	松山市井門町752番地
"	武 政 哲 廣	松山市井門町718番地
"	橋 寿 幸	松山市井門町117番地
"	栗 田 定	松山市森松町857番地
監 事	今 村 桂	松山市森松町810番地
"	渡 部 敬 次	松山市井門町304番地

○愛媛県告示第578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市高岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 4月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
"	松 村 一 博	松山市高岡町611番地
"	崎 山 勇	松山市高岡町112番地
"	貞 徳 勇 児	松山市高岡町695番地
"	長 野 悟	松山市高岡町266番地
監 事	三 好 陽 造	松山市高岡町559番地
"	崎 山 一 生	松山市高岡町52番地
"	重 松 信 二	松山市高岡町575番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
"	松 村 一 博	松山市高岡町611番地

"	崎 山 勇	松山市高岡町112番地
"	貞 徳 勇 児	松山市高岡町695番地
"	長 野 悟	松山市高岡町266番地
監 事	三 好 陽 造	松山市高岡町559番地
"	崎 山 一 生	松山市高岡町52番地
"	重 松 信 二	松山市高岡町575番地

○愛媛県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市保免土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 4月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	関 家 実	松山市保免中二丁目11番25号
"	武 市 茂 利	松山市保免中三丁目 3番45号
"	今 村 正 博	松山市保免中二丁目 9番14号
"	黒 河 省 三	松山市保免西一丁目 1番37号
"	今 村 賢 一	松山市保免上二丁目 7番35号
"	関 家 洋 二	松山市保免西二丁目 4番 6号
"	光 永 俊 夫	松山市保免上一丁目 1番23号
"	田 口 美 典	松山市保免中三丁目 2番39号
"	武 市 和 清	松山市保免中一丁目 2番12号
"	武 市 貢	松山市保免中二丁目10番 1号
"	羽 籾 温 志	松山市保免中一丁目 9番 8号
"	渡 部 国 安	松山市保免西一丁目 2番 6号
監 事	竹 田 誉	松山市保免上一丁目 4番 8号
"	酒 井 茂	松山市保免西四丁目 4番47号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	関 家 実	松山市保免中二丁目11番25号
"	武 市 茂 利	松山市保免中三丁目 3番45号
"	今 村 正 博	松山市保免中二丁目 9番14号
"	竹 田 正 光	松山市保免中一丁目 9番16号
"	今 村 賢 一	松山市保免上二丁目 7番35号
"	今 村 政 則	松山市保免中二丁目 7番14号
"	光 永 俊 夫	松山市保免上一丁目 1番23号
"	田 口 美 典	松山市保免中三丁目 2番39号
"	武 市 和 清	松山市保免中一丁目 2番12号
"	武 市 貢	松山市保免中二丁目10番 1号
"	羽 籾 温 志	松山市保免中一丁目 9番 8号
"	渡 部 国 安	松山市保免西一丁目 2番 6号
監 事	竹 田 誉	松山市保免上一丁目 4番 8号
"	酒 井 茂	松山市保免西四丁目 4番47号

○愛媛県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市勝岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した

旨の届出があった。

平成24年 4月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	徳 永 幸 子	松山市勝岡町2641番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	徳 永 一 雄	松山市勝岡町2641番地

○愛媛県告示第581号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市志津川町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 4月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 和 夫	松山市志津川町65番地
"	倉 田 廣 明	松山市志津川町347番地
"	白 石 利 範	松山市志津川町338番地 2
"	杉之内 豊 彦	松山市志津川町289番地 3
"	杉之内 俊 二	松山市志津川町303番地 1
"	青 木 勝	松山市志津川町60番地 2
"	石 井 政 夫	松山市志津川町106番地
"	安 藤 孝 則	松山市志津川町82番地
"	門 屋 康 郎	松山市志津川町70番地 1
"	門 屋 宏 通	松山市志津川町78番地
監 事	山 本 文 則	松山市志津川町365番地
"	安 藤 哲	松山市志津川町80番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 和 夫	松山市志津川町65番地
"	山 本 文 則	松山市志津川町365番地
"	白 石 利 範	松山市志津川町338番地 2
"	杉之内 豊 彦	松山市志津川町289番地 3
"	杉之内 俊 二	松山市志津川町303番地 1
"	青 木 勝	松山市志津川町60番地 2
"	石 井 政 夫	松山市志津川町106番地
"	安 藤 孝 則	松山市志津川町82番地
"	門 屋 康 郎	松山市志津川町70番地 1
"	門 屋 宏 通	松山市志津川町78番地
監 事	倉 田 廣 明	松山市志津川町347番地
"	門 屋 章 一 郎	松山市志津川町10番地 2

○愛媛県告示第582号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年 4月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 満 孝	伊予郡松前町大字北黒田610番地

○愛媛県告示第583号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市市坪土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 4月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 省 二	松山市市坪南二丁目 8 番 1 号
"	本 田 敏 郎	松山市市坪南二丁目12番 1 号
"	本 田 孝 志	松山市市坪南二丁目15番29号
"	池 内 功	松山市市坪南二丁目 2 番 3 号
"	今 村 光 義	松山市市坪北二丁目11番 3 号
"	本 田 重 徳	松山市市坪南一丁目 4 番 7 号
"	池 内 清	松山市市坪南二丁目 6 番19号
監 事	本 田 英 志 郎	松山市市坪南二丁目11番10号
"	渡 部 昭 三	松山市市坪北二丁目 5 番29号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 省 二	松山市市坪南二丁目 8 番 1 号
"	本 田 敏 郎	松山市市坪南二丁目12番 1 号
"	本 田 孝 志	松山市市坪南二丁目15番29号
"	池 内 功	松山市市坪南二丁目 2 番 3 号
"	安 永 照	松山市市坪北二丁目 5 番10号
"	梶 川 重 信	松山市市坪北一丁目 6 番 7 号
"	池 内 清	松山市市坪南二丁目 6 番19号
監 事	本 田 英 志 郎	松山市市坪南二丁目11番10号
"	渡 部 昭 三	松山市市坪北二丁目 5 番29号

○愛媛県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市西石井土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年 4月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 岡 国 雄	松山市西石井四丁目8番3号

○愛媛県告示第585号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県宇和島保健所及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 4月27日

愛媛県宇和島保健所長 富 田 直 明

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

大成建設株式会社

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

代表取締役社長 山内 隆司

2 事業場の名称及び所在地

平成23 - 25年度 岩松トンネル工事

愛媛県宇和島市津島町近家

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号、生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	
特定施設の能力	1時間当たり22.5立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	通常 4回/日 最大 5回/日	
特定施設の1日当たりの使用時間	通常 4時間 最大 5時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0
	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 5.0
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2,500 最大 3,000
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 7.0

りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常	0.075
	最大	1.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	24.0
	最大	30.0

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	沈殿槽		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 5.0メートル 横 2.0メートル 高さ 2.0メートル		
処理施設の能力	1時間当たり10立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	自然沈降		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0
	浮遊物質量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2,500 最大 3,000	通常 250 最大 300
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
	通常	56.2	56.2
	最大	72.5	72.5

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	物理処理+化学処理		
処理施設の型式	スギジェット式シックナー		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 5.4メートル 横 2.3メートル 高さ 2.4メートル		
処理施設の能力	1時間当たり40立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿+pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 250 最大 300	通常 20 最大 25

窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	5.0	通常	5.0
	最大	7.0	最大	7.0
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.075	通常	0.075
	最大	1.0	最大	1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	93.4	通常	93.4
	最大	360.7	最大	360.7

備考 処理後の汚水等は、用水として一部再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 93.4 最大 360.7

○愛媛県告示第586号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 4月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	串内子線	大洲市田処乙1610番1から 同市田処甲2番2まで	旧	メートル 6.8~12.5	キロメートル 0.285	
			新	7.0~37.0	0.285	
"	"	大洲市柳沢甲337番から 同市柳沢甲378番3まで	旧	4.3~11.7	0.376	
			新	6.4~39.5	0.376	

公 告

○公 告

愛媛県労働委員会第40期委員の補欠委員候補者の推薦について

第40期愛媛県労働委員会使用者委員が1人欠員を生じるので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の使用者委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体は、委員候補者を次により推薦してください。

平成24年 4月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 推薦者の資格

使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

平成24年 4月27日（金）から 5月11日（金）まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を平成24年 5月11日（金）までに愛媛県経済労働部管理局労政雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の事項を記載した委員候補者の履歴書を添付してください。

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 本 籍
- (4) 現 住 所
- (5) 学 歴
- (6) 経 歴
- (7) 所属政党

別記様式（4 関係）

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

使用者団体の名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定によ
り、愛媛県労働委員会使用者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属会社及び その地位	労働組合法（昭和24年 法律第174号）第19条の4 第1項該当の有無

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

平成24年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成24年4月27日

愛媛県人事委員会

委員長 木 村 スズコ

1 調査の目的

地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所

3 報告を求める事項

- (1) 事業所に関する事。
- (2) 給与制度に関する事。
- (3) 従業員の給与に関する事。
- (4) 採用に関する事。
- (5) その他勤務条件に関する事。

4 報告を求める事項の基準となる期日

平成24年4月分の最終給与締切日

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの

6 報告を求めのために用いる方法

実地調査

7 報告を求める期間

平成24年5月1日（火）から同年6月18日（月）まで